

## 政策提言書

総務環境委員会

## 政策提言（概要）

## ・指定管理者制度の社会経済状況の変化に則した運用のために

指定管理者制度は、利用者サービス向上はもとより地域振興や企業経営・地域雇用の観点と深く関わりがあるため、市の最高規範となる自治基本条例（まちづくり条例）の制定は急務であり、指定管理の厳格な運用が地域発展に資するよう、指定管理者制度運用条例を制定、もしくは運用ガイドラインを改定することを提言する。

項目	内容
背景	<p>指定管理者制度は、公の施設の運営について、「経費の削減」と「サービスの質の向上」を目的に2003年に地方自治法が改正され、民間事業者等のノウハウを行政サービスに活用し、官民の創意工夫を促すために導入され、既に17年が経過している。この間、2010年には総務省から「指定管理者制度の運用について」と題する通知が各自治体に発出され、指定管理者制度の基本的な考え方が再整理をされたところである。しかし、行政と民間において、収入、経費、諸税、雇用に係る各種経費、償却、積立金、借入金、配当等、事業経営に関する責任や顧客満足度などの向上のために取り組む考えに齟齬があり、未だにこれらに対する意識の乖離は埋められていないのが現状である。</p> <p>高山市にあっては、平成18年に水道事業の浄水部門を皮切りにスタートし、現在、市内の公の施設243施設が指定管理とされ、多くの民間事業者や各種法人、団体等が管理者となり運営している。これまで個々の指定管理施設が抱える課題等については、管理者をはじめ議会からも多くの指摘から改善を促すよう求めてきたところである。</p> <p>また、指定管理者制度は、利用者のサービス向上はもとより、地域振興や企業経営、地域雇用の観点と深く関わっており、行政は市民や事業者の主体的な営みを真に支えるため、市の最高規範となる自治基本条例（まちづくり条例）の制定が急務であることは、平成31年4月に議会として提言したところである。</p> <p>今回の総務環境委員会では、全ての指定管理者を対象にアンケート調査や管理者との意見交換を実施し、専門機関との意見交換等を踏まえ、現段階での指定管理者が抱える課題や運用における改善点などを整理した。よって、行政に改善を促すと同時に、今後の指定管理者制度の一層の適正運用とその推進、および、その成果に期待するものである。</p>
目的	<p>市における指定管理者制度の認識は、委託契約とさほど変わらない捉え方で管理者に管理運営業務を任せているが、官民における真のイコールパートナー（対等な存在）という立ち位置のもと、指定管理者制度の目的は、施設の設置目的の実現に向け、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上であり、行政コストの縮減である。しかし、単に行政コスト縮減への比重が高く、そのしわ寄せは指定管理者が担い、その努力によってサービス向上に繋げているのが概ね実態である。施設の設置者は行政であるため、指定管理者の事業や指定管理料、雇用者、地域振興などへの責任を果たすことが求められる。</p> <p>したがって市において、利用者・管理者・市の「三方良し」の指定管理者制度の運用となるよう提起するものである。</p>
基本的方向	<p>指定管理者制度の具体的運用については、「指定管理者運用条例」を制定、若しくは「指定管理者運用ガイドライン」を改定し、地域振興や産業振興、雇用、民間企業の経営実態、</p>

	<p>地域の将来像を踏まえ以下の内容に特に留意して取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域と関わりの深い施設の意義を捉え、地域振興策を提起すること</li> <li>・ 指定管理料の算定は、サービスの向上と事業経営の持続・安定を前提に行政側の理論ではなくキャッシュフローを視野に入れ、設置者としての責任を踏まえて積算し、その段階では管理者との事前協議を踏まえて両者が納得した上で決定すること</li> </ul> <p>(人件費の算定) 支払人件費のみでなく健康保険料や年金保険料、福利厚生などの経費、昇給分を加算することが必須である。また、施設の管理監督者の給与体系は、行政の幹部職員の給与体系に基づき算定すること</p> <p>(間接経費の算定) 民間事業の収入に対する支出は、必ず「見えないコスト(間接経費)」が掛かっているため、間接経費を適切な支出として判断し管理料の積算を行うこと</p> <p>(修繕費の扱い) 修繕における対応は、施設の設置者の責任である場合が多いため協定書の金額によらず素早く対応するとともに、施設の床面積等に応じた修繕費を指定管理料に含めるなど基本方針を策定すること</p> <p>(納入金の扱い) 売上高で納入金を算定するのではなく、施設の決算時における「営業利益」又は「経常利益」を基本に算定すること。なお、決算数値の如何によっては納入金を求めないなど対策を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外的要因における事業リスクが生じた場合には行政は責任を持って早急に対応すること</li> </ul> <p>(新型コロナウイルスに対する予防対策費)</p> <p>長期化が見込まれ費用も増嵩することから、対策が必要となった段階でその都度管理者へ補填すること</p> <p>(災害や感染症拡大等における休館に対する補填)</p> <p>災害時や感染症拡大防止のための休館については、「休業補償」と「損失補填」の両方を整理し、管理者の事業計画の未執行による損害についても市が負担すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理施設およびその事業の発展や雇用者への責任を果たすため指定管理期間の延長を検討すること</li> <li>・ 管理者との協議を一層充実し、その協議内容は公開すること</li> <li>・ 時代の趨勢や社会・経済活動の変化を予測し、民間の実情を理解した上で指定管理者制度の運用を図ること</li> <li>・ モニタリング、監査、評価については、目的・内容・基準などの精度を高めることや、自主事業についての認識を新たにし、実施の制限を大幅に緩和するなど、管理者のインセンティブが増すよう努めること</li> <li>・ 市の担当者は指定管理施設とより一層のコミュニケーションを図ること</li> </ul>
<p>財政の見 通し等</p>	<p>平成31年度予算における指定管理料の総額は15億8,095万円で、納入金総額は1億1,914万円となっているが、指定管理料の決算額は予算より1千万円以上少なく、納入金は147万円増加になっている。これは、指定管理者の売上金額の増減により変化するもので予算額に合致するものではないとはいえ、こうした対応を見ても管理者の安定した財務体質に繋がっていないことを懸念する。(売上増加に比例してコストも増加)</p> <p>提言内容の実施にあたっては、人件費、一般管理費、修繕費の増加などにより現行予算より1.2～1.3倍程度増加すると考えるが、指定管理者が達成すべき目標(利用率、認知度、満足度)を達成するためには、民間企業だからこそ目標達成のための必要なコストを正しく理解し、設置者として市の責任を果たすべきである。</p> <p>また、地域産業の発展と民間事業者の収益確保は表裏一体であり、民間事業者の協力なしでなし得ることは困難である。安定した地域雇用を維持し、地域に住み続けられる施策を継続して行うことは市の責任であり、今後の指定管理者への市の対応に期待する。</p>
<p>その他</p>	